

議案第123号

さいたま市旅館業法施行条例及びさいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市旅館業法施行条例及びさいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市旅館業法施行条例及びさいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(さいたま市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>上がり用湯</u> 洗い場に備え付けられた湯栓又はシャワーから供給される温水をいう。 (6) <u>上がり用水</u> 洗い場に備え付けられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。 (7)～(9) [略] (10) <u>集毛器</u> <u>浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>上り用湯</u> 洗い場に備え付けられた湯栓又はシャワーから供給される温水をいう。 (6) <u>上り用水</u> 洗い場に備え付けられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。 (7)～(9) [略]
(衛生等の措置の基準) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 法第4条第2項の規定により定める清潔を保持	(衛生等の措置の基準) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 法第4条第2項の規定により定める清潔を保持

するための措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 入浴設備

ア [略]

イ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ [略]

エ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

オ 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(7)・(4) [略]

カ～ケ [略]

コ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、当該調節箱を定期的に清掃すること。

サ～ス [略]

(4)～(6) [略]

5 [略]

(構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(5)・(6) [略]

2 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(5)・(6) [略]

3 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たす

するための措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 入浴設備

ア [略]

イ 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ [略]

エ 上り用湯及び上り用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

オ 原湯を貯留する貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(7)・(4) [略]

カ～ケ [略]

コ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

サ～ス [略]

(4)～(6) [略]

5 [略]

(構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(5)・(6) [略]

2 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

イ～オ [略]

(5)・(6) [略]

3 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たす

<p>ものであること。 ア 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。 イ～オ [略] (2) [略]</p>	<p>ものであること。 ア 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。 イ～オ [略] (2) [略]</p>
---	---

(さいたま市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 さいたま市公衆浴場法施行条例（平成24年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) <u>上がり用湯</u> 洗い場に備え付けられた湯栓又はシャワーから供給される温水をいう。 (7) <u>上がり用水</u> 洗い場に備え付けられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) <u>飲料水</u> 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。 (15) <u>集毛器</u> 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) <u>上り用湯</u> 洗い場に備え付けられた湯栓又はシャワーから供給される温水をいう。 (7) <u>上り用水</u> 洗い場に備え付けられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。 (8) <u>水道水</u> 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例（昭和32年埼玉県条例第2号）第2条に規定する自家用水道から供給される水をいう。 (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略]</p>

網状の装置をいう。

別表第1（第4条—第7条関係）

1～13 [略]
14 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の <u>上がり用湯栓及び上がり用水栓</u> の設備を設けること。
15・16 [略]
17 原湯、原水、 <u>上がり用湯及び上がり用水</u> 並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
18 [略]
19 <u>上がり用湯及び上がり用水</u> には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
20 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。 (1)・(2) [略]
21～29 [略]
30 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する <u>調節箱</u> を設ける場合は、当該 <u>調節箱</u> を定期的に清掃すること。
31～33 [略]

別表第1（第4条—第7条関係）

1～13 [略]
14 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の <u>上り用湯栓及び上り用水栓</u> の設備を設けること。
15・16 [略]
17 <u>水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水</u> 並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
18 [略]
19 <u>上り用湯及び上り用水</u> には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
20 <u>原湯を貯留する貯湯槽</u> を設置する場合は、次のとおりとすること。 (1)・(2) [略]
21～29 [略]
30 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する <u>調整箱</u> を設ける場合は、当該 <u>調整箱</u> を定期的に清掃すること。
31～33 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。